平成３０年（フ）第１６号
長野県小諸市大字柏木202番地１　カーサ・コムニカーレ203号室
債務者　工藤　　彩
１　決定年月日時　平成30年３月20日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成３０年（フ）第１４号
長野県飯田市松尾城4224番地１（伊藤アパート２号）
債務者　秋元　直也
１　決定年月日時　平成30年３月20日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成３０年（フ）第３７号
愛知県北名古屋市高田寺1600番地36
債務者　谷口ゆかり
１　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第６５号
兵庫県西宮市今津真砂町１番１―104号
債務者　藤原　英信
１　決定年月日時　平成30年３月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１０９号
兵庫県西宮市下大市東町３番９―101号
債務者　松尾　朋子
１　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１８号
兵庫県豊岡市一日市1654番地の20
債務者　中村　直人
１　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成３０年（フ）第２２号
奈良県大和高田市片塩町10―13　ロイヤルハイツスカイライン202号室、住民票上の住所奈良県大和高田市大中南町５番13号
債務者　藤本　　亥（旧姓葛本）
１　決定年月日時　平成30年３月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成３０年（フ）第２４号
鳥取県鳥取市的場136番地３　リバーユニメント大宮103号、旧住所鳥取県鳥取市的場160番地の５
債務者　田中　晋司
１　決定年月日時　平成30年３月20日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第７号
鳥取県米子市錦海町２丁目５番５―205号、前住所鳥取県米子市上福原２丁目８番34号101号・鳥取県米子市彦名町2950番地
債務者　山中　由子
１　決定年月日時　平成30年３月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成３０年（フ）第７号
島根県浜田市下府町1820番地43、前住所島根県浜田市熱田町716番地73（102）
債務者　樟　　雄介
１　決定年月日時　平成30年３月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成３０年（フ）第１５号
山口県下関市菊川町大字上岡枝892番地
債務者　増本　志織
１　決定年月日時　平成30年３月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成３０年（フ）第３６号
徳島県徳島市南庄町５丁目55番地　久保マンション301、旧住所徳島県徳島市南庄町３丁目39番地の３　ファミール南庄町103号室
債務者　福原　　圭
１　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第４５号
徳島県名西郡神山町阿野字広野157番地１
債務者　竹内　康訓
１　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第７号
徳島県海部郡海陽町奥浦字脇ノ宮88．90番地
債務者　亀井　恵子
１　決定年月日時　平成30年３月19日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成３０年（フ）第２０号
福岡県飯塚市潤野796番地１　ウルノアパートメントハウス103号
債務者　奥　　澄子
１　決定年月日時　平成30年３月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成３０年（フ）第２０号
福岡県久留米市本山１丁目９番16号　ガーデニア102号
債務者　高見健太郎
１　決定年月日時　平成30年３月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第３５号
福岡県久留米市北野町陣屋257番地４
債務者　礒本　幸奈
１　決定年月日時　平成30年３月19日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
福岡地方裁判所久留米支部